

質問

質問事項1：住民への情報提供のあり方、吉川市の広報戦略について

質問要旨：

大都市圏は放送・電波が広域でローカルの情報は拡散の傾向。経済圏。生活、通勤圏も広く、マスコミは全国紙主体で地方紙の存在感は薄い。それだけに小規模自治体にとっては、広報や情報発信内容のウエイトが一段と重くなっています。吉川市の情報提供の実状と基本的な考えを伺います。

1 「広報よしかわ」について

見やすく必要な情報が提供されるようになってきました。▽「広報よしかわ」編集の基本方針と配布の実状。内外の作業の手順や期間。その費用。▽日々変化し、迅速な提供が必要な情報への対応は。号外の発行等はムリですか。今後の拡充方針について伺います。

2 「ホームページ」について

▽「ホームページ」の掲載基準とこの一年の発信と受信の実状。市民の反応や声はいかがですか。作業の手順や費用も含めご説明ください。▽「デジタル格差」の解消についてもご見解をお願いします。▽「市長の部屋」と市長個人のSNSブログとの仕分けはどう考えていますか。公と私。信頼を損ねないように。市長さんをお願い。わかるようにご説明ください。

3 プレスリリースについて

マスコミへの記事提供。大幅に増加していると思います。実状と提供への基準。掲載件数。ホームページとの連動についても伺います。

4 FMこしがやの活用について

FMこしがやの活用の実状。基本的な考え。放送内容。費用や市民反応。今後の取組みにもふれご紹介ください。

5 回覧板での周知について

▽各自治会の協力で多くの情報やお知らせが回覧されています。定期回覧の主な内容。年間の回覧件数。その基準についても伺います。

▽自治会の加入者が減少傾向にあります。未加入者への回覧の扱いはどうなっていますか。「広報よしかわ」の配布と回覧板の扱いは同じですか。今後の取組みも。▽回覧の件数が多いのではとの声もあります。厳選するなど変更について検討の余地はありませんか。

6 市政関係の広報資料等について

吉川市は施政・施策に関して多くのパンフレットを発行しています。近年種類も部数も増えています。▽この4年間で発行されたパンフレットの種類、発行総部数。費用総額は。不明であればこの1年間の主な発行物と概略の件数、費用について。▽吉川独自のパンフレットについて、主な刊行物や基本的な考えもご紹介ください。

7 市の広報戦略の考えを

吉川市の情報提供と広報戦略について 総括的に伺います。

答弁を求める者：市長・担当部長

回答

1 広報よしかわについて

「編集の基本方針と配布の実状。内外の作業の手順や期間。その費用」でございますが、「広報よしかわ編集方針および掲載基準」に基づき、分かりやすく親しまれる紙面づくりを目指しており、自治会を通じて配布しています。作業については、掲載月の数カ月前に大まかな掲載内容を調整した上で、一月前には入稿し、校正を重ね発行に至ります。費用については令和2年度の印刷製本費で約700万円でございます。次に「迅速な提供が必要な情報への対応について」でございますが、広報紙の発行プロセスでは迅速性に限界があることから、他の媒体も有効活用し対応してまいります。

2 ホームページについて

「掲載基準と発信・受信の実状。市民の反応、作業の手順、費用」でございますが、ホームページは、即時性や更新の容易さといった特性があることから、市民が知りたい情報をより迅速に発信できる手段として有効に活用しております。公開ページ数は約5500ページ、閲覧数は令和元年度で約770万件となっております。市民の反応については新型コロナウイルスの影響もあり、直近3カ月の閲覧数が前年同時期と比較して2.5倍以上に増加していることから、情報取得手段として有効に活用いただいているものと考えております。作業手順については担当課がページを作成し、政策室においてアクセシビリティに問題が無いかを確認したうえで外部へ公開しております。費用についてはリース費用や保守費用など、令和元年度で年間約840万円でございます。

次に「デジタル格差の解消について」でございますが、総務省の「令和元年度通信利用動向調査」の結果では埼玉県インターネット利用率は9割を上回っており、格差は縮小傾向にあるものと考えておりますが、インターネットを利用しない市民も情報を得られるよう、広報紙、テレ玉データ放送、ラジオ等の媒体も活用し、引き続き市民への周知を図ってまいります。

次に、「市長の部屋と市長個人のSNSブログとの仕分けについて」でございますが、市公式ホームページの「市長の部屋」につきましては、より開かれた市政を展開するため、市長の活動記録や交際費の支出状況などを公開しているものでございます。一方、市長個人のブログ等につきましては、市長自らが、市長として、また政治家として、様々な情報発信しているものでございます。

3 プレスリリースについて

市内外に吉川市の魅力等を発信する方法として、影響力の大きなマスメディアを利用することが効果的なものについて報道機関へ随時情報提供しております。令和元年度においては130件のプレスリリースをし、延べ53件が掲載されており、その内容はホームページにも掲載しております。

4 FMこしがやの活用について

吉川市のラジオ番組につきましては、公募市民からなるラジオ番組制作協力者が自

ら企画し、取材・体験することで、市の様々な魅力を掘り起こし、情報発信しております。放送内容は市のイベント情報や地域の行事、市の歴史など多岐にわたっており、聴いていただいた方からは概ね好評をいただいております。放送にかかる費用はFMこしがやへの放送委託料で年額約70万円でございます。今後につきましては放送内容のリクエストなどをいただきながら、より魅力あふれる放送に努めてまいります。

5 回覧板での周知について

市からは地域を限定したものや広報紙面に掲載しきれないものを回覧依頼しており、令和元年度においては「工事のお知らせ」や「バス迂回運航のお知らせ」など、31件の文書を依頼しました。

次に「自治会未加入者への回覧板の扱い」についてでございますが、市が依頼する回覧につきましては、「広報よしかわ」の配布と同様に、自治会の加入・未加入にかかわらず自治会区域内の全世帯を回覧の対象とするようお願いしております。

次に「回覧件数の検討の余地」については、自治会の負担が軽減するよう、これまで極力市からの回覧依頼を減らしてきたところであり、コロナ禍においては感染拡大防止の観点から更なる縮小に努めているところでございます。

6 市政関係の広報資料等について

令和元年度には吉川らしさが光る商品カタログ「吉川大吉ブランド」や子育て中やこれから子育てをされる方のための「子育て応援ガイドブック」など、7冊で約43,000部を発行し、費用は総額で約22万円でございます。パンフレットについては各部署において事業を推進していく中で必要なものを発行しております。

7 市の広報戦略の考え方について

市民のまちに対する誇りや愛着心が醸成し、まちづくりへの参画につながると共に、認知度の向上により多くの市外の方を呼び込むきっかけとなるよう、市民が知りたい情報や、市が伝えたい情報を、各媒体の特性を生かし効果的に分かりやすく発信してまいります。

担当：政策室広報担当

質 問

質問事項2：行政のデジタル化推進。学校のICT教育について

質問要旨：

「新しい生活様式」。行政も企業も学校もICT化。オンライン化、デジタル化へ。大きなうねりになりそうです。

1 テレワーク、ペーパーレス。マイナンバーカード活用等吉川市のデジタル化について

基本的考えや方向。スケジュールを伺います。▽行政の職員とともに市民への啓発や理解も必要だと思います。生涯学習や商工業者等への研修、講座の展開など広範な取り組みについての考えはありますか。

2 学校のICT教育について

▽環境整備と指導體制についてどう進めますか。取り組みと課題についても。▽ひとり一台の実現の見通し、時期。児童生徒の持ち帰り等一定の利用基準も必要だと思います。現時点での考えや課題についても伺っておきます。

答弁を求める者：市長・担当部長

回答

1 吉川市のデジタル化について

市では、第5次吉川市総合振興計画後期基本計画に「情報化の推進」を位置づけ、情報通信技術を積極的に活用し、市民の利便性の向上を目指すことを目的として、主にマイナンバーカードによるコンビニ交付の普及や、電子申請の推進等、施策の推進に取り組んできているところでございます。

次に「基本的考え方や方向、スケジュール」についてでございますが、現計画の進捗状況や国の動向、更には「新しい生活様式」への対応等も踏まえながら、次期総合振興計画策定に併せて検討する方向で考えております。

次に「啓発や理解」についてでございますが、生涯学習課が発行している「生涯学習メニューブック」に関係講座を登録・掲載し活用していただき、広く市民へ啓発することも手法の一つと考えております。

次に「商工業者等への研修、講座の展開など」についてでございますが、市内事業所でのテレワーク導入は厳しい状況と考えられますが、機会を捉え、導入状況を含め、今回の対応策の調査やテレワークについてPRしてまいります。

2 学校のICT教育について

市内全小中学校における無線LAN環境の構築や、「GIGAスクール構想の実現」に伴う、学習者用ICT端末の整備を進めるとともに、市の情報教育推進委員会を通じた研修を中心に進めておりますが、今年度各学校に配置されるICT支援員とともに、さらにICTを活用した授業づくりの研究と研修をおこなってまいります。

課題としましては、まだ教職員の中にはICTに関して苦手意識のある者もあり、今後は、国・県からの情報や他市町の先進的事例も踏まえ、実際にICT支援員とともに授業を行いながら、教職員の指導力の向上とともに、児童生徒の情報活用能力の向上を図ってまいります。

次に「ひとり1台の実現の見通し」につきましては、これまで国では令和5年度までとしていた一人1台端末の整備計画を前倒しし、今年度中にすべての学年の児童生徒に端末の整備を目指すとしています。

市教育委員会といたしましても、ICT活用は学びの機会の保障に効果的であると

認識しておりますので、今後の国の動向を注視し、国庫補助の活用を念頭に早期実現を目指して計画的な整備に努めてまいります。

また、その中で、家庭での利活用については、機器の取り扱いの不安や家庭のWi-Fi環境の違いなどの課題もあり、現時点で学習者用ICT端末の家庭への持ち帰りの方針は定まっておりませんが、よりよい利活用の方法について、先行実践等を基に検討を進めて参ります。

担当：総務部庶務課・教育部生涯学習課・産業振興部商工課・教育部学校教育課

質問

質問事項3：東埼玉資源環境組合の第2最終処分場について

質問要旨：

環境省の方針転換で第2最終処分場は2年間に渡り休止しています。この施設は吉川美南高校の裏手に立地、4万7千㎡の広大な用地です。この問題を組合議会で先に取り上げ、休止の理由や、今後の扱いについて質問しました。6月組合議会でも継続して取り上げます。

- 1 ▽この第2処分場について吉川市の受け止め方、認識とともに今後の取組みの方向を伺います。▽吉川市と組合、地元との3者の協定書の有効期限等、主な内容もご教示ください。
- 2 第1最終処分場は埋め戻されて、現在美南公園の一角として利用されています。▽この第1処分場跡地の面積と現況の確認。▽公園用地としての利用に至るその経過と協議の内容。▽所有権や費用負担についても伺います。

答弁を求める者：市長・担当部長

回答

1 第2最終処分場について

「吉川市の受け止め方、認識とともに今後の取組の方向について」でございますが、東埼玉資源環境組合の第二最終処分場につきましては、焼却灰を溶融したスラグの最終処分を目的に、使用期間を平成14年4月から令和9年3月31日までとしておりますが、灰溶融炉の稼働に必要な電極棒の高騰から灰溶融炉を休止しており、平成30年7月以降についてはスラグが搬入されていない状況でございます。

スラグが搬入されていない状況の中で、東埼玉資源環境組合は今後の第二最終処分場の利用につきまして、使用期間である令和8年度までには処分場の基本方針を決定することとしております。

次に、「吉川市と組合、地元との3者の協定書の有効期限等、主な内容について」でございますが、最終処分場の建設にあたり、平成11年11月19日に「東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の整備に関する協定書」を締結いたしました。

処分場完成後の平成14年12月11日に、「東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する協定書」を締結いたしました。

なお、平成25年7月10日に、使用期間を平成39年3月31日まで延長するための「東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の使用期間延長に関する協定書」を締結しているところでございます。

2 第1最終処分場について

東埼玉資源環境組合が所有する2万1000平方メートルのうち、吉川市は約1万6000平方メートルについて土地の使用許可を受け、美南中央公園の一部として活用しております。

また、公園の開設に至る経緯についてでございますが、当初の計画におきましては、最終処分場の埋め立てが終了し、最終処分場が廃止された跡地に都市公園を設置する計画でございましたが、平成10年に最終処分の技術基準が改正されたことにより、廃止できない状況となったため、換地計画を変更し、現在のような土地利用となったものでございます。

従いまして、土地の所有者は東埼玉資源環境組合であり、最終処分場に関する施設の維持管理につきましては東埼玉資源環境組合が行ない、公園機能の維持管理につきましては吉川市が行なっている状況でございます。

担当：市民生活部環境課

質問

質問事項4：きよみ野の「橋のある公園」腐食の橋の放置問題

質問要旨：

市庁舎に近いきよみ野1丁目の「橋のある公園」。橋げたが腐食して危険です。ご近所の方から公園担当者と何度も話し合いましたが進展がありません。「何とかしてください」と写真を添えての陳情がありました。▽現状をどう認識し対応しているか。▽住民との話し合いの時期や内容。▽速やかな対応が必要です。今後の取り組みを伺います。

答弁を求める者：市長・担当部長

回答

「きよみ野第2公園内の腐食した橋」についてでございますが、これまでも不具合が発生した場合には、部品の交換や補強金具の設置などの補修作業を繰り返し実施してまいりましたが、平成31年4月に床板が破損し、安全にご利用いただくには大規模な修繕が必要となったことから、使用禁止とさせていただきます。

市民の皆さまからは平成31年4月に破損のご連絡を受けて以来、複数の方からお問い合わせやご要望があり、復旧や撤去について様々なご意見を頂いているところでござい

ます。

市といたしましては、利用者が不用意に破損した部分に近づくことが無いよう、引き続き注意喚起を行なうと共に、可能な対応方法について早急に検討してまいります。

担当：都市整備部道路公園課